

ロシアのウクライナ侵略に 抗議する——九条徹底の立場から

◆戦争はやめろ！ 絶対に殺すな！——特集にあたって

二〇二二年二月二四日、世界は震撼した。ロシア連邦の正規軍が大統領の命令と上院の決議に基づき、他の独立国内部の二つの「人民共和國」の独立を承認した上で、その要請あるいは共同防衛を「口実」に挙げて「特別軍事行動」という名目で、「侵略」を開始した。ロシアも承認する国連憲章は、第五一条で個別防衛を認めているが、その大前提として第二条第四項で、軍事力の行使も軍事力による威嚇も禁止している。さらに、国際社会を構成する人民に自決権を保障するとともに、その領土の保全と主権への干渉を禁止している。国家間の紛争はすべからず平和的な方法による解決が優先され、個別的自衛権の行使が認められるとしても、国連の平和と安全保障の仕組み、つまり安全保障理事会において、当事国の代表を交えて「熟議」が行われ、さらに常任理事国の反対を伴わない過半数の理事国の決定によって安全保障の措置が取られるというプロセスを前提にした上で、そのような安保理事会の決定があるまでの暫定的な措置として、かろうじて認められるにすぎない。ロシアの態度は、本末転倒であり、逆立ちをしている。

このようなロシア連邦の正式な意思決定を経てなされた「軍事侵攻」は、国連憲章に反して国際法上違法であるだけでなく、「侵略」に関する国連総会決議（一九七四年第二九回総会決議三三二四）にも反し、したがってまた国際刑事裁判所の管轄事項である四つの「国際犯罪」の

うち、「侵略犯罪」（ローマ規程八条の二）や人道に対する犯罪や戦争犯罪（ローマ規程七条・八条）にあたる。このような暴虐な行為がなせ行われたのか、また予測できたのか、防げなかったのかという疑問が、われわれ人類に重くのしかかってきている。それだけではなく、さまざまな疑問や解決しなければならぬ課題もある。その一つひとつが人びとの日々の平和な暮らしを確保するために、真剣に向きあい、丁寧に応答しなければならぬことは、言うまでもない。しかし、このような日常的な努力は、簡単なように見えて、実はそうでもない。いい加減な情報や人びとを惑わせる悪意に満ちた「フェイク（虚偽）」が混乱と徒勞を強いて、ときとして努力するのを忘れさせる。分断をもたらし、連帯を妨げ、憲法の前文に掲げたような「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」ことから目を逸らしたり、この決意に背くような邪悪な疑念にとらわれたりする可能性が大いにある。われわれの国際社会は「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている」ものであつて、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」するゆえんのものである。これをすべての人々とともに目指すことを、改めて確認することが何よりも重要となつている。

『法と民主主義』の月号は、このような期待に応えるために特集を

組んだ。巻頭は、国際法の泰斗である松井芳郎名古屋大学名誉教授にお願いし、さらに四月一四日の日民協理事会で、オンラインで特別講演をしていただき、さまざまな質問にも丁寧な答えていただいた。私に気がなっていたのは、その直前に、フィンランドとスウェーデンの各首脳がこもこも長く続いた中立政策を転換して、NATO加盟をそれぞれ国内手続として取り上げることが表明した点であった。もしこれが実現すれば、NATO加盟国は、三二か国に拡大し、地球上で最大の軍事同盟となる。それだけでなく、すでにNATOに加盟しているノルウェーやポーランドでは、このためにわざわざ大西洋を越えて派遣させたアメリカ軍を含めて、NATO加盟国の合同軍事演習が継続して実施されている。新型コロナウイルスのパンデミックによってさえ、富の偏在が拡大し、感染防止のために個人情報収集・管理されて、「パンデミック監視社会」(デイヴィッド・ライアンの同名書・ちくま新書/松本剛史・訳)が生まれつつある。「ロシア・ウクライナ戦争」と呼ぼうが、「ロシアのウクライナ侵略」と呼ぼうが、ヨーロッパにおける新たな戦争は、ユーゴスラビアの「紛争」をはるかに凌いで、膨大な人命の損失と市民生活の平安を破壊し、巨大な環境負荷をもたらしている。脱炭素社会をめざす世界が、グレタ・トゥンベルクさんらの抗議に示されるように、「次世代の生存の危機」に直結するような行動をすべて差し控えるべきだとしたら、ロシアのウクライナ侵略とこれに対する「英雄的な祖国防衛戦争」やこれへの軍事的な支援は、平和に対する脅威とか環境に対する侵害という視点から問題にされてもよい。そうであればなおさら、これをプーチン氏の個人的な暴走や愚昧な決断に集約するには違和感がある。大統領の決断(ウクライナ国内の新生「人民共和国」防衛のための軍事行動にロシア国民の少なくない人びとが支持をして、ロシア議会(上院)が賛成したという事実は、私には突き刺さる。これはロシアにおける立憲主義の脆弱性として他山の石であり、われわれは重く受け止めざるを得ない。

それとともに、NATO(北大西洋条約機構)そのものが地理的範囲を拡大し、対露包囲網(いじめの構造)を形成しつつある中で、人権の集

団的な履行システムそのものが危機に瀕していることは、看過できない。ロシアはこれまで、ヨーロッパ連合との協調関係を築き、さらに欧州評議会に加盟して、ヨーロッパ人権条約とヨーロッパ人権裁判所の手続に参加してきた。ところがこのたびロシアは欧州評議会から脱退してしまい、この流れが断ち切られた。アメリカが提案国となって、国連緊急特別総会が、ロシアの国連人権理事会の理事国としての資格停止決議を可決したことは、これに追い打ちをかけるものであつて、ロシアは資格停止が発効する前に、理事国を辞任したと伝えられている。この一連の動きは、ロシアに対する制裁という文脈では一貫しているように見えるが、ジャン・ポール・サルトルを引き合いに出すまでもなく、発議国の「汚れた手 *les mains sales*」が気になる。そもそも人権の実現のためには、強圧と制裁は本筋ではなく、調査・協議と建設的対話による「友情のある説得」が手続きの本流である。殺人犯を市中引き回して晒しものにしたたり、強姦犯人をいたぶり、窃盗犯人の首に「反省札」を掛けたりするのは、「中世的な発想」であり、拷問によって自白を得たり、手足を縛って川に突き落としたりすることと大差ない。

日本政府は、いち早く、ロシアの「軍事侵攻」を非難し、経済制裁に参加し、提供する防衛装備の輸送を米軍に依頼し、安倍元首相を東南アジアに派遣し、岸田首相みずからモディ首相に対露制裁に加わるように説得し、政府専用機を二機もポーランドに派遣して、「避難民」の受け入れ条件を探るために古川法相に代わって林外相の訪問を実施した。さらに、敵基地攻撃能力や核兵器共有(Nuclear Sharing)なども話題に取り上げ、台湾有事や中国・北朝鮮の出方との兼ね合いが論議されるような状況が生まれている。「平和は軍事では実現しない」という悪例が目の前に展開しているにもかかわらず、恐怖を煽り、命と財産をゆすり取るかのような風潮がつくられつつある。われわれは言わなければならぬ。

「戦争はやめろ、直ちにやめろ。殺すな、絶対に殺すな!」

(日民協理事長・青山学院大学名誉教授 新倉 修)